

修正前						修正後					
第2章 災害予防計画						2章 災害予防計画					
第1節 水害予防計画						第1節 水害予防計画					
3. 土砂災害予防対策						3. 土砂災害予防対策					
(略)						(略)					
施設名称			施設所在地			施設名称			施設所在地		
(略)			(略)			(略)			(略)		
阿蘇市波野診療所			(略)			阿蘇医療センター波野診療所			(略)		
(略)			(略)			(略)			(略)		
(略)			(略)			(略)			(略)		
第2節 火災予防計画						第2節 火災予防計画					
1. 消防力の充実強化						1. 消防力の充実強化					
(略)						(略)					
平成27年 国勢調査 人口 27,018人	消防団		保有機台数			平成27年 国勢調査 人口 27,018人	消防団		保有機台数		
	分団数	団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	軽積載車		分団数	団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	軽積載車
	12	739	4台	53台	17台		12	744	4台	53台	17台

修正前	修正後
<p>2. 消防思想の普及徹底 (略)</p> <p><u>(3) 防火管理者の講習</u> 学校、病院、工場、事業所等、消防法施行令に定める防火対象物に勤務する防火管理者に対し、同令第3条第1号による講習を必要に応じ行い、また消防計画の作成、消防計画に基づく防火通報、避難の訓練、消防用水、又は防火活動上必要な施設の点検整備等防火管理の万全を期するよう指導する。</p> <p><u>(4) 民間防火組織の育成・指導</u> (略)</p> <p>第5節 阿蘇山噴火予防対策計画</p> <p>2. 予防対策 常に阿蘇山火山防災連絡事務所及び<u>火山研究所等</u>との緊密なる連絡を行い、火山情報に基づき赤色の吹き流しの設置、掲示板、放送等により登山者並びに地域住民に対して危険度の周知を行うとともに立入禁止区域を設け、所要の人員配置等によって登山者の整理を行う。 (略)</p> <p>3. 避難対策 噴火が発生した場合は、危険区域における登山者は退避壕及び火口西・東駅舎等の場所に誘導し避難させる。</p>	<p>2. 消防思想の普及徹底 (略)</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(3) 民間防火組織の育成・指導</u> (略)</p> <p>第5節 阿蘇山噴火予防対策計画</p> <p>2. 予防対策 常に阿蘇山火山防災連絡事務所及び<u>火山研究センター等</u>との緊密なる連絡を行い、火山情報に基づき赤色の吹き流しの設置、掲示板、放送等により登山者並びに地域住民に対して危険度の周知を行うとともに立入禁止区域を設け、所要の人員配置等によって登山者の整理を行う。 (略)</p> <p>3. 避難対策 噴火が発生した場合は、危険区域における登山者は退避壕に誘導し避難させる。</p>

修正前	修正後
<p>第6節 自主防災組織等育成計画</p> <p>5. 組織の活動力向上</p> <p>① 平常時の活動</p> <p>○防災に関する知識の普及 ○火気使用設備器具等の点検</p> <p>○リーダー研修の実施 ○防災訓練の実施</p> <p>○防災用資機材等の備蓄及び管理</p> <p>② 災害時の活動</p> <p>○情報の収集及び伝達 ○救出救護</p> <p>○出火防止、初期消火の実施 ○炊き出し <u>○避難誘導</u></p>	<p>第6節 自主防災組織等育成計画</p> <p>5. 組織の活動力向上</p> <p>① 平常時の活動</p> <p>○防災に関する知識の普及 ○火気使用設備器具等の点検</p> <p>○リーダー研修の実施 ○防災訓練の実施</p> <p>○防災用資機材等の備蓄及び管理</p> <p><u>○避難行動支援者の把握</u></p> <p><u>○危険個所の点検・情報共有</u></p> <p>② 災害時の活動</p> <p>○情報の収集及び市への伝達 ○救出救護</p> <p>○出火防止、初期消火の実施 ○炊き出し</p> <p><u>○安否確認及び避難誘導</u></p> <p><u>○避難行動支援者への避難支援</u></p> <p><u>○避難生活における避難場所、避難所の運営等</u></p> <p><u>○見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握</u></p> <p><u>○避難所における給食・給水及び物資配布等の協力</u></p>

修正前	修正後
<p>第7節 地域防災力強化計画 (略)</p> <p>また、市は、地域における自助・共助の推進について、市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーの育成を図るものとする。</p> <p>1. 自助</p> <p>市民は、「自らの身の安全は自らが守る」「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組みを進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。</p> <p>(1) 平時の取組</p> <p>ア 知識等の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害の発生状況 ・気象予報警報等の種別と対策 ・<u>防災訓練等への参加</u> 	<p>第7節 地域防災力強化計画 (略)</p> <p>また、市は、地域における自助・共助の推進について、<u>大雨や台風などの災害に備え、市民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン(防災行動の計画)の普及を始めとして</u>市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダー<u>や、率先して自ら避難することで他の市民の避難を誘発する「率先避難者」</u>の育成を図るものとする。</p> <p>1. 自助</p> <p>市民は、「自らの身の安全は自らが守る」「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組みを進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。</p> <p>(1) 平時の取組</p> <p>ア 知識等の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害の発生状況 ・気象予報警報等の種別と対策 ・<u>防災訓練等の実施及び参加</u>

修正前	修正後
<p>イ 事前の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所 ・家族等との連絡方法や集合場所 ・就寝場所の安全確認 ・災害情報の入手方法 ・防災行政無線個別受信機等のスイッチ確認 <p>ウ 事前の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強 ・防災メールサービスへの登録 ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄 ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等） 	<p>イ 事前の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所 ・家族等との連絡方法や集合場所 ・就寝場所の安全確認 ・災害情報の入手方法 ・防災行政無線個別受信機等のスイッチ確認 ・災害情報の入手方法 ・命を守る「マイタイムライン」の作成 ・火気使用設備器具等の点検 ・防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認 ・避難行動支援者の把握 <p>ウ 事前の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強 ・防災メールサービスへの登録 ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄 ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等） ・防災メールサービスへの登録 ・自動車へのこまめの満タン給油

修正前	修正後
<p>2. 共助</p> <p>市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>(略)</p> <p>イ 地域一体となった防災訓練の実施（市と連携した訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難勧告等</u>の地域への情報伝達訓練 <p>(略)</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 地域内における<u>避難勧告・指示等</u>の情報伝達</p> <p>(略)</p>	<p>2. 共助</p> <p>市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>市は、県や消防などの関係機関と連携しながら、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導を行い、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。</u></p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>(略)</p> <p>イ 地域一体となった防災訓練の実施（市と連携した訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難指示等</u>の地域への情報伝達訓練 <p>(略)</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 地域内における<u>避難指示等</u>の情報伝達</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第9節 受援計画</p> <p>(2) 人的支援</p> <p>イ 応援職員の活動環境の確保、<u>応援職員の活動に必要な資機材</u> (通信・OA機器、交通手段、燃料)、水・食料・宿泊場所の確保</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 受援計画</p> <p>(2) 人的支援</p> <p><u>イ 受援体制の整備</u></p> <p><u>市内全体及び各業務における受援担当者の選定</u></p> <p><u>ウ 応援職員の活動環境の確保</u></p> <p>応援職員の活動に必要な<u>執務スペース</u>や資機材 (通信・OA機器、交通手段、燃料)、水・食料・宿泊場所の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 応援団体との連携</u></p> <p><u>ア 応急対策職員派遣制度の活用</u></p> <p><u>市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、応援職員の派遣又は受け入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><u>イ 他の地方自治体との相互応援協定の締結について</u></p> <p><u>市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他</u></p>

修正前	修正後
<p>第10節 防災知識普及計画</p> <p>2. 普及の方法</p> <p>防災知識の普及は、次の媒体を利用して行う。また、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して<u>運動</u>を実施するなど、できるだけ機会を捉えて<u>関係職員及び住民</u>に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(5)</u> その他講習会等の開催</p>	<p><u>の自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連絡・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p><u>ウ 民間団体との連携</u></p> <p><u>市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しに努めるものとする。</u></p> <p>第10節 防災知識普及計画</p> <p>2. 普及の方法</p> <p>防災知識の普及は、次の媒体を利用して行う。また、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して<u>研修、訓練等</u>を実施するなど、できるだけ機会を捉えて<u>職員、市民、学校及び事業者</u>に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 社会教育、学校教育及び事業所を通じての普及</u></p> <p><u>(6) その他講習会等の開催</u></p>

修正前				修正後			
第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 1. 阿蘇市の災害対策系統 (1) 阿蘇市災害対策本部と関係機関の協力系統 (略)				第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 1. 阿蘇市の災害対策系統 (1) 阿蘇市災害対策本部と関係機関の協力系統 (略)			
指定地方行政機関	総理大臣指定	知事部局		指定地方行政機関	総理大臣指定	知事部局	
菊池労働基準監督署	0968-25-3136	<u>熊本県知事公室</u>	096-333-2115	菊池労働基準監督署	0968-25-3136	<u>熊本県災害対策本部</u>	096-333-2115
阿蘇公共職業安定所	0967-22-8609	<u>危機管理防災課</u>		阿蘇公共職業安定所	0967-22-8609	熊本県阿蘇地域振興局	0967-22-1111
阿蘇税務署	0967-22-0551	熊本県阿蘇地域振興局	0967-22-1111	阿蘇税務署	0967-22-0551	総務振興課	0967-22-1110
阿蘇国道維持出張所	0967-22-0631	総務振興課	0967-22-1110	阿蘇国道維持出張所	0967-22-0631	土木部	0967-22-1119
熊本河川国道事務所	096-382-1111	土木部	0967-22-1119	熊本河川国道事務所	096-382-1111	保健福祉環境部	0967-24-9030
		保健福祉環境部	0967-24-9030	<u>熊本地方気象台</u>	<u>096-324-3283</u>	阿蘇保健所	0967-24-9030
		阿蘇保健所	0967-24-9030	<u>阿蘇砂防事務所</u>	<u>096-213-7570</u>		
救助機関		関係機関		救助機関		関係機関	
自衛隊第8師団	096-343-3141	阿蘇市議会	0967-22-3279	自衛隊第8師団	096-343-3141	阿蘇市議会	0967-22-3279
阿蘇警察署	0967-22-5110	阿蘇市消防団	<u>0967-22-3111</u>	阿蘇警察署	0967-22-5110	阿蘇市消防団	<u>0967-22-3232</u>
阿蘇広域消防本部	0967-34-0024	阿蘇市区長会	0967-22-3111	阿蘇広域消防本部	0967-34-0024	阿蘇市区長会	0967-22-3111
熊本県警察本部	096-381-0110	阿蘇医療センター	0967-34-0311	熊本県警察本部	096-381-0110	阿蘇医療センター	0967-34-0311
		<u>波野診療所</u>	0967-24-2203			<u>阿蘇医療センター波野診療所</u>	0967-24-2203
		阿蘇市社会福祉協議会	0967-32-1127			阿蘇市社会福祉協議会	0967-32-1127
		阿蘇市建設業協会	0967-35-0023			阿蘇市建設業協会	0967-35-0023

修正前				修正後			
指定公共機関	総理大臣指定	指定地方公共機関	県知事指定	指定公共機関	総理大臣指定	指定地方公共機関	県知事指定
日本郵便株式会社(九州支社)	<u>0120-232-886</u>	熊本県土地改良事業団体連合	<u>0967-22-3074</u>	日本郵便株式会社(九州支社)	<u>096-328-5252</u>	熊本県土地改良事業団体連合会	<u>0967-22-0801</u>
日本銀行(熊本支店)	096-359-9501	会		日本銀行(熊本支店)	096-359-9501	(一社) 熊本県 LP ガス協会	096-381-3131
日本赤十字社(熊本県支部)	<u>096-384-2111</u>	(一社) 熊本県 LP ガス協会	096-381-3131	日本赤十字社(熊本県支部)	<u>096-384-2100</u>	(公社) 熊本県トラック協会(阿蘇支部)	0967-22-0061
日本放送協会(阿蘇通信部)	0967-22-0346	(公社) 熊本県トラック協会(阿蘇	0967-22-0061	日本放送協会(阿蘇通信部)	0967-22-0346	(一社) 熊本県バス協会	096-352-9694
九州旅客鉄道株式会社(熊本支社)	<u>096-324-4303</u>	支部)		九州旅客鉄道株式会社(熊本支社)	<u>096-351-3952</u>	熊本県タクシー協会	096-368-4101
NTT 西日本電信電話 (株) 熊本支店	096-321-3083	(一社) 熊本県バス協会	096-352-9694	NTT 西日本電信電話 (株)		(株) 熊本日日新聞社	0967-22-0142
九州電力送配電株式会社熊本支店	<u>096-386-2230</u>	(一社) 熊本県タクシー協会	096-368-4101	熊本支店 (設備部)	096-321-3083	(株) 熊本放送(RKK)	<u>096-328-5543</u>
九州電力送配電株式会社大津営業所	<u>0120-986-602</u>	(株) 熊本日日新聞社	0967-22-0142	<u>九州電力株式会社熊本支店</u>	<u>096-386-2208</u>	(株) テレビ熊本(TKU)	<u>096-351-1120</u>
九州電力送配電株式会社三重営業所	<u>0120-986-505</u>	NHK 熊本放送局	<u>069-326-8203</u>	九州電力送配電株式会社	<u>096-386-2307</u>	(株) 熊本県民テレビ(KKT)	096-363-6111
<u>九州電力送配電株式会社日田営業</u>	<u>0120-986-502</u>	(株) 熊本放送(RKK)	<u>096-328-5511</u>	熊本支社	<u>096-387-6770 (緊急)</u>	熊本朝日放送(株)(KAB)	096-359-1111
所		(株) テレビ熊本(TKU)	<u>096-354-3411</u>	九州電力送配電株式会社	<u>0120-986-952</u>	(株) エフエム熊本	<u>096-353-3131</u>
NTTドコモ九州支社熊本支店	096-322-4777	(株) 熊本県民テレビ(KKT)	<u>096-363-6111</u>	大津配電事業所		(公) 熊本県医師会	096-354-3838
熊本地方気象台	<u>096-352-0345</u>	熊本朝日放送(株)(KAB)	096-359-1111	九州電力送配電株式会社	<u>0120-986-949</u>	(社) 熊本県看護協会	096-369-3203
		(公) 熊本県医師会	096-354-3838	三重配電事業所		削除	削除
		(社) 熊本県看護協会	096-369-3203	NHK 熊本放送局	<u>096-326-8203</u>	(一社) 熊本県歯科医師会	096-343-8020
		(公社) 熊本県精神科協会	<u>096-385-7848</u>	(削除)	(削除)	(公) 熊本県薬剤師会	<u>096-370-5800</u>
		(一社) 熊本県歯科医師会	096-343-8020			その他関係協力機関	
		その他関係協力機関				(社) 熊本県産業資源循環協会	096-213-3356
		(社) 熊本県産業資源循環協会	096-213-3356				

修正前	修正後
<p>第2節 職員配置計画</p> <p>2. 情報連絡本部の配置（災害対策本部設置前の配置体制）</p> <p>（2）災害発生時における配置</p> <p>① <u>総務5部長部課長</u>は、災害が発生した場合には所属職員の全部又は一部を指揮監督して災害応急措置に従事し、市長及び上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4. 職員の派遣</p> <p>（1）市</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第252条の17及び<u>基本法第32条</u>の規定により、災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、もって応急措置の実施促進を図る。</p> <p>（2）災害派遣手当</p> <p>災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、基本法第32条により市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、<u>自治省告示（昭和51年3月自治省告示第118号）</u>によるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第2節 職員配置計画</p> <p>2. 情報連絡本部の配置（災害対策本部設置前の配置体制）</p> <p>（2）災害発生時における配置</p> <p>① <u>関係部課長</u>は、災害が発生した場合には所属職員の全部又は一部を指揮監督して災害応急措置に従事し、市長及び上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4. 職員の派遣</p> <p>（1）市</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第252条の17及び<u>基本法施行令第17条</u>の規定により、災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、もって応急措置の実施促進を図る。</p> <p>（2）災害派遣手当</p> <p>災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、基本法第32条により市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、<u>昭和51年3月自治省告示第118号</u>によるものとする。</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>第4節 自衛隊災害派遣要請計画（陸上自衛隊第8師団）</p> <p>1. 災害派遣の要請責任者</p> <p>自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。</p> <p>(1) 市長が知事へ要求</p> <p>(2) 知事が自衛隊へ要請</p> <p>但し、市長は<u>基本法第68条の2</u>に基づき、被災等により自衛隊の派遣要求ができない場合には、直接自衛隊に対して災害状況等を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 気象予警報等伝達計画</p> <p>災害に関し基本法、気象業務法に基づく注意報及び警報等並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達し、防災措置の適切な実施を期するものである。なお、<u>避難勧告等</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 自衛隊災害派遣要請計画（陸上自衛隊第8師団）</p> <p>1. 災害派遣の要請責任者</p> <p>自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。</p> <p>(1) 市長が知事へ要求</p> <p>(2) 知事が自衛隊へ要請</p> <p>但し、市長は<u>基本法第68条の2第2項</u>に基づき、被災等により自衛隊の派遣要求ができない場合には、直接自衛隊に対して災害状況等を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 気象予警報等伝達計画</p> <p>災害に関し基本法、気象業務法に基づく注意報及び警報等並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達し、防災措置の適切な実施を期するものである。なお、<u>避難指示等</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>(1) 注意報、警報、特別警報及び土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>土砂災害警戒情報とは、<u>大雨警報（土砂災害）</u>が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の<u>避難勧告等</u>の判断を支援するよう、また、住民の避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報をいう。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災気象通報 (略)</p> <p><u>実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下、若しくは陸上を対象とした最大風速が10mをこえる見込みのとき。</u></p> <p><u>なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。</u></p>	<p>(1) 注意報、警報、特別警報及び土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>土砂災害警戒情報とは、<u>大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）</u>が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の<u>避難指示等</u>の判断を支援するよう、また、住民の避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報をいう。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災気象通報 (略)</p> <p><u>熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。</u></p> <p><u>なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。</u></p>

修正前	修正後
<p>第6節 通信施設利用計画</p> <p>(2) 被害状況等の収集</p> <p>① 調査班からの現地状況報告は次によるものとする。</p> <p>ア <u>防災行政無線（移動系）</u> イ 電話</p> <p>(略)</p> <p>第7節 情報収集及び被害報告取扱計画</p> <p>3. 被害状況等の調査</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害の発生状況</p> <p>第9節 応急措置等計画</p> <p>1. 市長の応急措置</p> <p>(5) 車両の移動等</p> <p><u>市長又はその委任を受けた者は</u>、災害の発生及び大雪等において緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合には、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の物件（以下「車両等」という。）の所有者等に対し、車両等の道路外又は通行の妨害にならない場所への移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 通信施設利用計画</p> <p>(2) 被害状況等の収集</p> <p>① 調査班からの現地状況報告は次によるものとする。</p> <p>ア <u>IP無線機</u> イ 電話</p> <p>(略)</p> <p>第7節 情報収集及び被害報告取扱計画</p> <p>3. 被害状況等の調査</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害<u>等</u>の発生状況</p> <p>第9節 応急措置等計画</p> <p>1. 市長の応急措置</p> <p>(5) 車両の移動等</p> <p><u>公安委員会及び要請を受けた道路管理者（道路管理者等）</u>は、災害の発生及び大雪等において緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合には、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の物件（以下「車両等」という。）の所有者等に対し、車両等の道路外又は通行の妨害にならない場所への移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>ただし、次に掲げる場合には、<u>市長</u>は自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。</p> <p>① 措置をとるよう命じられた所有者等が措置をとらない場合</p> <p>② 所有者等が不在の場合</p> <p>③ 道路状況等により所有者等に措置をとらせることができないため、<u>市長</u>が命令しないこととした場合</p> <p>また、<u>市長</u>は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、障害物を処分することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 消防計画</p> <p>5. 緊急消防援助隊の出動要請</p> <p><u>(2) 応援等調整本部</u></p> <p>① <u>市長は、緊急消防援助隊を要請した場合には、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、応援等調整本部（災害対策本部相当）を設置するものとする。</u></p> <p>② <u>被災地が市の区域のみの場合には、市長が設置するものとし、被災地が複数の市町村である場合には、知事が設置するものとする。</u></p> <p><u>なお、知事が設置した場合は、市長が指定する職員を派遣するものとする。</u></p>	<p>ただし、次に掲げる場合には、<u>道路管理者等</u>は自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。</p> <p>① 措置をとるよう命じられた所有者等が措置をとらない場合</p> <p>② 所有者等が不在の場合</p> <p>③ 道路状況等により所有者等に措置をとらせることができないため、<u>道路管理者等</u>が命令しないこととした場合</p> <p>また、<u>道路管理者等</u>は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、障害物を処分することができる。</p> <p><u>(基本法第76条)</u></p> <p>(略)</p> <p>第11節 消防計画</p> <p>5. 緊急消防援助隊の出動要請</p> <p><u>(2)</u> (削除)</p>

修正前	修正後																																
<p>第12節 避難計画</p> <p>災害のため危険な状態にある者に対して、<u>避難の勧告、指示</u>、伝達、誘導等を実施して、住民等の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑化させることを目的とする。</p> <p>1. 実施責任者</p> <p>災害から住民等の生命、身体を保護するための<u>避難の勧告、指示等</u>実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である市長を中心に、相互に連携協調し、避難の迅速、かつ安全な措置を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="230 761 1077 1106"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害の種類</th> <th>実施責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難の勧告</u></td> <td>全災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難の指示</td> <td>全災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地すべり災害</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	災害の種類	実施責任者	<u>避難の勧告</u>	全災害	(略)	避難の指示	全災害	(略)	洪水災害	(略)	地すべり災害	(略)	<p>第12節 避難計画</p> <p>災害のため危険な状態にある者に対して、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</u>、伝達、誘導等を実施して、住民等の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑化させることを目的とする。</p> <p>1. 実施責任者</p> <p>災害から住民等の生命、身体を保護するための<u>避難指示等</u>の実実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である市長を中心に、相互に連携協調し、避難の迅速、かつ安全な措置を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1126 761 1951 1252"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害の種類</th> <th>実施責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u></td> <td>全災害</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難の指示</td> <td>全災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地すべり災害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>緊急安全確保</u></td> <td><u>全災害</u></td> <td><u>市長</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	災害の種類	実施責任者	<u>高齢者等避難</u>	全災害	市長	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	避難の指示	全災害	(略)	洪水災害	(略)	地すべり災害	(略)	<u>緊急安全確保</u>	<u>全災害</u>	<u>市長</u>
区分	災害の種類	実施責任者																															
<u>避難の勧告</u>	全災害	(略)																															
避難の指示	全災害	(略)																															
	洪水災害	(略)																															
	地すべり災害	(略)																															
区分	災害の種類	実施責任者																															
<u>高齢者等避難</u>	全災害	市長																															
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																															
避難の指示	全災害	(略)																															
	洪水災害	(略)																															
	地すべり災害	(略)																															
<u>緊急安全確保</u>	<u>全災害</u>	<u>市長</u>																															

修正前	修正後
<p>2. <u>避難準備・高齢者等避難開始等の住民への伝達</u></p> <p>市は、風水害、地震等の自然災害に住民が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、適時適切に<u>避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令を行うこととする。（別表1及び2のとおり）</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始として発表される、自主避難の呼びかけや避難注意情報等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報であるため、避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう一人一人に的確に伝わるようにすることとする。</u></p> <p>なお、浸水想定区域内に位置する防災上の配慮を有する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）は次のとおりである。</p> <p>（略）</p>	<p>2. <u>避難指示等</u>の住民への伝達</p> <p>市は、風水害、地震等の自然災害に住民が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、適時適切に<u>避難指示等</u>の発令を行うこととする。（別表1及び2のとおり）</p> <p><u>高齢者等避難の発令は、一般住民に対して避難を呼び掛けるとともに避難行動支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、早めのタイミングで避難開始を求めるもので、あらかじめ把握している避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施する。</u></p> <p>なお、浸水想定区域内に位置する防災上の配慮を有する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）は次のとおりである。</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>また、避難するための情報の提供や<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（2）市長は、危険地区ごとに避難指示（緊急）等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4. <u>勧告及び避難誘導の方法</u></p> <p><u>避難勧告等</u>の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむねの基準は次のとおりとする。なお、実施責任者は、<u>避難勧告等</u>の時期を失せぬよう防災関係機関と連携を取りながら監視体制を強化し、災害発生の際等の発見に努めるものとする。</p> <p>（1）<u>避難勧告</u>の基準</p> <p>（略）</p>	<p>また、避難するための情報の提供や<u>避難指示等を発令する</u>にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが見られる場合、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが見られる場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴を踏まえつつ、早めの判断を行うものとする。</u></p> <p><u>また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼びかけるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（2）市長は、危険地区ごとに<u>避難指示等</u>の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4. <u>避難指示等</u>及び避難誘導の方法</p> <p><u>高齢者等避難</u>の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむねの基準は次のとおりとする。なお、実施責任者は、<u>発令</u>の時期を失せぬよう防災関係機関と連携を取りながら監視体制を強化し、災害発生の際等の発見に努めるものとする。</p> <p>（1）<u>高齢者等避難</u>の基準</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>④ 噴火の場合</p> <p>噴火警戒レベルが4及び5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難指示(緊急)</u>の基準</p> <p>暴風、豪雨、洪水、土石流、地震、噴火、その他災害発生の事象が<u>避難勧告</u>の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ確実視される場合、又は突然、災害発生の諸現象が現れたときは、直ちに避難の措置を行うものとする。(別表1及び別表2のとおり)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり</p> <p>(略)</p> <p><u>また、防災と福祉の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>④ 噴火の場合</p> <p><u>噴火警戒レベルが3又は4</u>が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難指示等</u>の基準</p> <p>暴風、豪雨、洪水、土石流、地震、噴火、その他災害発生の事象が<u>高齢者等避難</u>の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ確実視される場合、又は突然、災害発生の諸現象が現れたときは、直ちに避難の措置を行うものとする。(別表1及び別表2のとおり)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり</p> <p>(略)</p> <p><u>また、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することが出来る。</u></p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>5. 避難所の開設及び収容</p> <p>(1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者並びに<u>避難勧告、指示等</u>が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館、<u>神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整理して使用するものとするが</u>、これらが無い場合、又はこれらでは充足できない場合は、野外に応急建物、又は天幕等を設置して避難所とする。</p> <p>(3) 市長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 避難所の開設及び収容</p> <p>(1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者並びに<u>避難指示等</u>が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館、<u>福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが</u>、これらが無い場合、又はこれらでは充足できない場合は、<u>その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は</u>、野外に応急建物、又は天幕等を設置して避難所とする。</p> <p>(3) 市長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。</p> <p>また、特定避難場所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 市長は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(8) 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互い助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>6. 防火対象物等における避難対策等</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>② 学校長は<u>教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、速やかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。</u></p> <p>(2) 実施要領</p> <p>② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮して、危険が迫っている学校から順次指示する<u>ものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(9) 市長は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(10) 市長は、避難所の衛生環境に支障が生じないように、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなごみ処理を進めるものとする。</p> <p>(11) 市長は、警察及び防犯ボランティア団体と連携し、避難所の防犯活動に推進するものとする。</p> <p>6. 防火対象物等における避難対策等</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>② 学校長は<u>教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。</u></p> <p>(2) 実施要領</p> <p>② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮して、危険が迫っている学校から順次指示する<u>ほか、メールやファックス等により必要な情報を市内の学校全てに伝えるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>④ 避難が比較的長期にわたると判断される時は、<u>避難勧告</u>の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>② 学校長は、次の事項について検討し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。</p> <p>ア 災害の種別に応じた<u>避難指示（緊急）</u>等の伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 児童生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告及び連絡等の方法を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。</p> <p>⑦ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。特に、水害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p>	<p>④ 避難が比較的長期にわたると判断される時は、<u>高齢者等避難</u>の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>② 学校長は、次の事項について検討し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。</p> <p>ア 災害の種別に応じた<u>避難指示等</u>の伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>⑥ <u>学校長は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合、速やかに市に対して、児童生徒数の数その他必要な事項を報告するものとする。</u></p> <p>⑦ <u>学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置講じるものとする。</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p>

修正前	修正後
	<p><u>(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項</u></p> <p>① <u>避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必用な指示をするものとする。</u></p> <p>② <u>学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒等及び保護者に連絡するものとする。</u></p> <p>③ <u>全児童生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は市の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。</u></p> <p>④ <u>避難が長期間となるおそれがある場合は、市長は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。</u></p>

修正前	修正後
<p>7. 避難予定場所</p> <p><u>(4) 歴史的観念から、安全な場所であること。</u></p> <p><u>(5) 近隣市町村</u></p> <p>(略)</p> <p>13節 救出計画</p> <p>1. 実施責任</p> <p>(1) 救出は原則として、市長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。</p> <p>(2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、又は市長に協力するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>7. 避難予定場所</p> <p><u>(4) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>(5) 速やかに、避難者を受入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p><u>(6) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p><u>(7) 管理者の同意を得ること。</u></p> <p>(略)</p> <p>13節 救出計画</p> <p>1. 実施責任</p> <p>(1) 救出は原則として、市長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。</p> <p>(2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、又は市長に協力するものとする。</p> <p><u>(3) 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行規則」に定めることによる。</u></p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>4. 応援の手続き</p> <p>市長において救出作業ができないとき、<u>資機材等の調達ができないときなどにおいて、資機材の確保として国（国土交通省 TEC－FORCE）等関係機関に資機材の貸与要請を行うこととし、また応援を受ける必要があると認めるときは、<u>県等の出先機関</u>に対し要請を行うものとする。なお、要請に際しては、関係機関の活動拠点場所として、また重機等の待機場所及び資機材の保管場所として、市の公共施設や道の駅（阿蘇、波野）の駐車場の一部及び休憩室等を必要に応じて利用し、救出活動をはじめ災害活動が円滑に行えるよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第14節 <u>死体</u>検索及び収容埋葬計画</p> <p>1. 実施機関</p> <p><u>死体</u>の検索及び処理等は、市長が警察機関、消防機関の協力を得て行うものとする。但し、救助法を適用した場合は知事が行うが、委任したとき、又は知事において救助のいとまがないときは知事の補助機関として市長が行う。</p> <p>なお、その検索及び死体の処理については、<u>県地域防災計画（一般災害対策編）第3章第13節災害救助法等の適用計画</u>に基づき実施するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>4. 応援の手続き</p> <p>市長において救出作業ができないとき、<u>資機材等の調達ができないとき</u>、また応援を受ける必要があると認めるときは、<u>県等の出先機関（地方本部）</u>に対し要請を行うものとする。なお、要請に際しては、関係機関の活動拠点場所として、また重機等の待機場所及び資機材の保管場所として、市の公共施設や道の駅（阿蘇、波野）の駐車場の一部及び休憩室等を必要に応じて利用し、救出活動をはじめ災害活動が円滑に行えるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第14節 <u>行方不明者等</u>検索及び収容埋葬計画</p> <p>1. 実施機関</p> <p><u>行方不明者等</u>の検索及び処理等は、市長が警察機関、消防機関<u>等</u>の協力を得て行うものとする。但し、救助法を適用した場合は知事が行うが、委任したとき、又は知事において救助のいとまがないときは知事の補助機関として市長が行う。</p> <p>なお、その検索及び死体の処理については、<u>県地域防災計画第1編第3章第14節</u>に基づき実施するものとする。</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>第16節 保健医療救護計画</p> <p>4. 災害救助法による医療救護 救助法が適用された場合の医療救護については、同法及び適用方針によるものとする。</p> <p>5. 費用の負担 医療救護に要した費用については、原則として市の負担とする。</p> <p>第19節 保健衛生計画</p> <p>2. 健康管理</p> <p>(1) 市長は、エコノミークラス症候群の予防活動や歯科保健に係る知識の普及・啓発に努める。</p>	<p>第16節 保健医療救護計画</p> <p>4. 災害救助法による医療救護 救助法が適用された場合の医療救護は、「<u>熊本県災害救助法施行細則</u>」に定めるところによる。</p> <p>5. <u>損害の補償</u> 市長は、<u>災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。</u></p> <p>第19節 保健衛生計画</p> <p>2. 健康管理</p> <p>(1) 市長は、エコノミークラス症候群の<u>予防活動及び</u>知識の普及・啓発に努める。</p> <p>(2) 市長は、<u>誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア等歯科保健活動に係る知識の普及・啓発に努める。</u></p>

修正前	修正後
<p>第20節 廃棄物処理計画</p> <p>3. ごみ処理計画</p> <p>(6) 災害時には、<u>大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、市は必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置き場所を確保する。</u></p> <p>第21節 地震災害対策計画</p> <p>4. 応援要請</p> <p>市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県、自衛隊、消防機関、隣接市町村に対し応援を要請するものとする。</p> <p>なお、応援の要請は、<u>県地域防災計画（地震・津波災害対策編）第3章第4節応援要請計画</u>によるものとする。</p> <p>5. 通信連絡体制</p> <p>災害発生時における通信連絡は、<u>第3章第5節「通信施設利用計画」</u>によるが、特に次により通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第20節 廃棄物処理計画</p> <p>3. ごみ処理計画</p> <p>(6) 災害<u>廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置き場の設置を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 市は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。</u></p> <p><u>また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。</u></p> <p>第21節 地震災害対策計画</p> <p>4. 応援要請</p> <p>市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県、自衛隊、消防機関、隣接市町村に対し応援を要請するものとする。</p> <p>なお、応援の要請は、<u>県地域防災計画第1編第3章第4節</u>によるものとする。</p> <p>5. 通信連絡体制</p> <p>災害発生時における通信連絡は、<u>第3章第6節「通信施設利用計画」</u>によるが、特に次により通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>7. 避難対策</p> <p>(1) <u>避難の勧告又は指示</u></p> <p><u>避難の勧告又は指示</u>の実施責任者は、大地震が発生した場合、避難の時機を逸しないよう速やかに<u>避難の勧告又は指示</u>を行うものとする。</p> <p>(2) <u>避難の勧告又は指示の内容</u></p> <p><u>避難の勧告、指示</u>を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難の勧告又は指示の伝達</u></p> <p>① <u>避難の勧告又は指示</u>の実施責任者は、<u>勧告又は指示</u>を発したときは、時機を逸することなく、第3章第5節「通信施設利用計画（1）気象予警報の伝達」による方法、関係者から直接の口頭及び拡声器等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p><u>避難の勧告、指示</u>を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう消防機関等関係機関の協力を得て、自治会、市内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害弱者の避難に配慮するものとする。</p>	<p>7. 避難対策</p> <p>(1) <u>避難指示等</u></p> <p><u>避難指示等</u>の実施責任者は、大地震が発生した場合、避難の時機を逸しないよう速やかに<u>避難指示等</u>を行うものとする。</p> <p>(2) <u>避難指示等</u>の内容</p> <p><u>避難指示等</u>を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難指示等</u>の伝達</p> <p>① <u>避難指示等</u>の実施責任者は、<u>避難指示等</u>を発したときは、時機を逸することなく、第3章第6節「通信施設利用計画（1）気象予警報の伝達」による方法、関係者から直接の口頭及び拡声器等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p><u>避難指示等</u>を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう消防機関等関係機関の協力を得て、自治会、市内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害弱者の避難に配慮するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>第2 2節 阿蘇火山噴火対策計画</p> <p>1. 総 則</p> <p>(4) 防災対策事業等の推進 (略)</p> <p>(イ) 避難施設（退避壕、退避舎、避難路、ヘリポート、<u>警報施設、避難所等</u>）の整備</p> <p>2. 災害予防対策</p> <p>(1) 火山情報等の定義</p> <p>(1) 火山現象の予報及び警報</p> <p>① 定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。 (略)</p> <p>イ 噴火予報 福岡管区気象台が、<u>警報の解除を行う場合等に発表。</u> (略)</p>	<p>第2 2節 阿蘇火山噴火対策計画</p> <p>1. 総 則</p> <p>(4) 防災対策事業等の推進 (略)</p> <p>(イ) 避難施設（退避壕、退避舎、避難路、ヘリポート、<u>警報装 置、避難所等</u>）の整備</p> <p>2. 災害予防対策</p> <p>(1) 火山情報等の定義</p> <p>(1) 火山現象の予報及び警報</p> <p>① 定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。 (略)</p> <p>イ 噴火予報 福岡管区気象台が、<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表。</u> (略)</p>

修正前	修正後
<p>③ この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）</p> <p>火山活動は静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合であって周知が必要と認める場合、<u>又は噴火警報を解除する場合に噴火予報を用いて発表。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <p>ア 噴火警報発表中の火山で、<u>予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。</u></p> <p>イ <u>噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。</u></p> <p>ウ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p>	<p>③ この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）</p> <p>火山活動は静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合であって周知が必要と認める場合<u>に発表される。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <p>ア 噴火警報発表中の火山で、<u>噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に、定期的に（3時間ごと）に発表。</u></p> <p><u>イ</u> 削除</p> <p><u>イ</u> 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p>

修正前	修正後
<p>② 降灰予報（速報）</p> <p>ア 噴火が発生した火山に対して、<u>直ちに発表。</u></p> <p>イ <u>発生した噴火により降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u></p> <p>③ 降灰予報（詳細）</p> <p>ア 噴火が発生した火山に対して、<u>より精度の高い降灰量の予報を行い発表。</u></p> <p>イ <u>降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。</u></p> <p>ウ 略</p>	<p>② 降灰予報（速報）</p> <p>ア 噴火が発生した火山 <u>（注1）</u> に対して、<u>事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</u></p> <p>イ 噴火発生から1時間以内に予想される、<u>降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u></p> <p><u>（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u></p> <p>③ 降灰予報（詳細）</p> <p>ア 噴火が発生した火山 <u>（注2）</u> に対して、<u>降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。</u></p> <p><u>イ 削除</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっ</u></p>

修正前	修正後
<p>(3) 火山現象に関する情報等</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>③ 火山活動解説資料</p> <p><u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>でも必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</u></p> <p>(3) 火山現象に関する情報等</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い<u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>③ 火山活動解説資料</p> <p><u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</u></p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>⑤ 噴火に関する火山観測報</p> <p><u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. 災害応急対策</p> <p>(2) 警戒避難</p> <p>① <u>避難の勧告及び指示</u></p> <p>火山現象により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、登山者及び地域住民等の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して<u>立退勧告又は指示</u>をするものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>⑤ 噴火に関する火山観測報</p> <p><u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）</u> <u>噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. 災害応急対策</p> <p>(2) 警戒避難</p> <p>① <u>避難指示</u></p> <p>火山現象により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、登山者及び地域住民等の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して<u>避難指示を発令</u>するものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>1. <u>避難勧告・指示</u>の発令基準</p> <p>地域住民に対する<u>避難勧告又は指示</u>の発令基準は、「第3章・第12節・避難計画」によるものとする。</p> <p>2. 避難対策等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所は、<u>避難の勧告又は指示</u>があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>1. <u>避難指示等</u>の発令基準</p> <p>地域住民に対する<u>避難指示等</u>の発令基準は、「第3章・第12節・避難計画」によるものとする。</p> <p>2. 避難対策等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所は、<u>避難指示等</u>があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前

別表1 避難勧告・指示の発令基準

警戒レベル	警戒レベル1		警戒レベル2		警戒レベル3		警戒レベル4		警戒レベル5
	注水警戒(大雨・洪水)	避難指示(緊急)	注水警戒(大雨・洪水)	避難指示(緊急)	注水警戒(大雨・洪水)	避難指示(緊急)	注水警戒(大雨・洪水)	避難指示(緊急)	避難指示(緊急)
土砂災害									
河川氾濫(常用)									
河川氾濫(その他)									

別表2

土砂災害に係る避難勧告・指示発令対象地域(雨量観測点毎)

雨量観測点	観測点住所	避難勧告・指示の発令対象地域
(略)	(略)	(略)

河川氾濫に係る避難勧告・指示発令対象地域

雨量観測点	観測点住所	避難勧告・指示の発令対象地域
(略)	(略)	(略)

修正後

別表1 避難指示等の発令基準

警戒レベル	警戒レベル1		警戒レベル2		警戒レベル3		警戒レベル4(危険)		警戒レベル5(災害発生)
	注水警戒(大雨・洪水)	避難指示(緊急)	注水警戒(大雨・洪水)	避難指示(緊急)	注水警戒(大雨・洪水)	避難指示(緊急)	注水警戒(大雨・洪水)	避難指示(緊急)	避難指示(緊急)
土砂災害									
河川氾濫(常用)									
河川氾濫(その他)									

別表2

土砂災害に係る避難指示等発令対象地域(雨量観測点毎)

雨量観測点	観測点住所	避難指示等の発令対象地域
(略)	(略)	(略)

河川氾濫に係る避難指示等発令対象地域

雨量観測点	観測点住所	避難指示等の発令対象地域
(略)	(略)	(略)

修正前				修正後			
別表 3				別表 3			
NO.	対象地域	指定避難場所	(略)	NO.	対象地域	指定避難場所	(略)
32	檜木野、赤仁田、	波野体育館	(略)	32	檜木野、赤仁田、	波野体育館	(略)
33	中江、瀧水、山崎、	波野公民館	(略)	33	中江、瀧水、山崎、	波野保健福祉センター	(略)
34	仁田水	波野保健福祉センター	(略)	34	仁田水	波野保健福祉センター	(略)
35	小園、小地野、笹	やすらぎ交流館	(略)	34	小園、小地野、笹	やすらぎ交流館	(略)
36	倉	道の駅波野「神楽苑」	(略)	35	倉	道の駅波野「神楽苑」	(略)
37	立塚、横堀、遊雀、	農村婦人の家	(略)	36	立塚、横堀、遊雀、	農村婦人の家	(略)
38	中道	郷土芸能伝承館	(略)	37	中道	郷土芸能伝承館	(略)
39	大道、坂の上	波野小学校体育館	(略)	38	大道、坂の上	波野小学校体育館	(略)
40		波野中学校体育館	(略)	39		波野中学校体育館	(略)
(略)				(略)			

修正前						修正後					
災害応援協定一覧						災害応援協定一覧					
番号	協定先	協定元	締結	協定名称	備考	番号	協定先	協定元	締結	協定名称	備考
			年月日	協定内容					年月日	協定内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
						46	三光クボタ建設株式会社	阿蘇市	R 1.9.26	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	
						47	九州電力送配電(株) 大津配電事業所	阿蘇市	R 2.1.9	阿蘇市災害復旧に関する覚書	
						48	日本郵便株式会社	阿蘇市	R 2.12.15	包括的連携に関する協定書	
						49	日本郵便株式会社	阿蘇市	R 2.12.16	災害時における燃料供給等に関する協定	
						50	損害保険ジャパン日本興 亜株式会社 熊本トヨタ自動車	阿蘇市	R 2.12.25	持続可能なまちづくりに関する3社包括連携協定	